

九十九里町健康応援ポイント事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

九十九里町長 浅 岡



九十九里町告示第62号

九十九里町健康応援ポイント事業実施要綱の一部を改正する告示

九十九里町健康応援ポイント事業実施要綱（令和7年九十九里町告示第92号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「取得できる」を「獲得できる」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第5条第1項第1号中「健康チャレンジメニュー」を「チャレンジメニュー」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する健康づくりメニューでポイントが付与される期間（以下「ポイント対象期間」という。）は、町長が別に定める期間とする。

第8条に次の1項を加える。

4 第1項に規定するポイント管理カードの提出方法は、町長が別に定める方法により行う。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の九十九里町健康応援ポイント事業実施要綱は、令和8年2月1日から適用する。